

平成30年10月3日

建設業者 各位

五條市役所 市長公室 監理課

営業所における専任技術者の取扱いについて（通知）

建設業法においては、建設業の許可の要件として営業所ごとに専任の技術者を配置しなければならないとされております。

五條市では、営業所における専任技術者は、営業所に常勤して専らその職務に従事することを要する者と取り扱っておりましたが、当分の間、下記の要件全てを満たす場合には、工事現場の技術者として配置することが出来ることと致しましたので通知します。

尚、営業所の専任技術者は営業所の職務が主であるので、その本務に支障をきたすことが無いように技術者の配置をして頂きます様お願いします。

記

- ①当該営業所との間で常時連絡を取り得る体制であること。
- ②所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が認められること。
- ③当該工事は配置技術者の専任を要しない工事であること。